

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	条件	平省	○財務
発行	振替	額最低	払込額	発行	発行	用振替	の法律項及	發行	名稱及び	令第三十	国債の發行等に
行価	行単	額面	金額	行方	方法	法項の適	法律及び根	号	及び記	二年四十	告示第
格日	位	金	額	法	適	そ	拠	記	と	年十月	三百五十三
錢額平す額の振 面成るの記替 金二。整載法 額十數又の 百四十倍は規 円年の記定 に十月金錄に つき九額はよ 百日によ最振 円三十四も額口 十四の面座と 金簿	五百萬額い募 万八四円面に集 円十十金よ取 円五額る扱 億億で發機 五百百行關 千四十五由 二百五募集 一万二取扱 八十	百万額の以 面に集替適 金よ取機用 額る扱機 億億で發機 五百百行關 千四十五由 二百五募集 一万二取扱 八十	募振の下へ平 機用「振成 額の扱機 是は受け 日本銀行 による募 とす。その 。その規 の規定	社債第一法 債、一法會 株式等の振 は受けける 本銀行とし る。その規 の規定	利付特十 五年別付 回國庫債券 に二十一 十年)。(第 三十一年)。 法律第十七 七年)。(第 三十一年)。 法律第十五 五年)。						
大臣城島正光	昭和五十七年大藏	大藏省告示第 三百五十四号	第六条第十一項 の規定に基づ く、大藏省告示 第十三年法律第 七十五号。	第六条第十一項 の規定に基づ く、大藏省告示 第十三年法律第 七十五号。	一月六日	一月九日	一月九日	一月九日	一月九日	一月九日	一月九日

の経利  
払過  
込利  
み子率

初期利子

規下は期た期平  
定、が金と成を所はしは又いだ十かのれ中れに  
す次そ銀額し二控得外た、はてし・ら算る係るのれる所  
る号の行を、十除税國金前外取得するものにとし得税  
期及翌休支次五すの法額に當該金に記載してが  
日び常業払の年三月に當該法人に當該國債を乗じた振源  
に第業う算式とをが乗じて又振源  
つ十日。式にたに二が乗じて非居用に百  
い五に当だよでじに當該法人が該算式にあがる非行金  
て号支たしり日きたを居より場時額分前記口徵の  
同に払おうる、算をる金受住に算合住に(一)の金記録座取利  
じ。いへと支出支額け者算合住に(一)の金記録座取利  
じ。いへと支出支額け者算合住に(一)の金記録座取利  
て以き払し払(一)の金記録座取利

(一) 年  
○・八パーント  
るす出額に各募集取扱機関  
。るしに加え、次第の算式は  
期金額に払を第一回十八式は  
日に払を次回第十回十八式は  
に払を第三回第十二回十八式は  
い込む号に、  
も号に、  
のによ払  
と規り込  
す定期金

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{19}{365}$$

(一)

十 十 十  
八 七 六 五

払	払	元	償	償	後	第
込	場	利	還	還	の	二
期	所	金	金	期	利	期
日	支	額	限		子	以

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する利子を支払う。平成二十四年九月二十日  
額面金額百円につき百円日本銀行